

郵送による請求方法

(税関係証明申請書)

封筒に次の 1 ～ 4 (相続の場合は 5 まで) を同封し請求してください。

お手元に届くまで概ね 1 週間ほど日数がかかりますので、お急ぎの場合は往復ともに「速達」でご請求ください。ただし、船便等の欠航による遅れや土日祝日等の閉庁日にかかる場合は、その分の日数到着が遅れますので、予めご了承ください。

1 申請書

申請書は、指定用紙でなくても同様の内容が書いてあれば便箋などでも結構です。

※本人に代わって代理人が請求する場合は委任状が必要です (島外の方が請求する場合は本人申請以外、住民票の写しが必要です)。

2 手数料

手数料は、必要金額分の「定額小為替」を郵便局でお求めください。

(手数料の金額は申請書の必要通数記載欄右側に記載してあります。)

3 返信用封筒

返信用の封筒をご用意いただき、封筒の表に申請者のご住所とお名前 (申請者と同一人に限る) を記入し、定型 50 グラム以下の場合は 110 円切手を貼ってください (速達希望は 410 円切手)。50 グラムを超える場合は最寄りの郵便局にお尋ねください。なお、不足金が発生した場合はご本人負担になります。

4 本人確認できる書類の写し

申請者ご本人であることが確認できる写真付き公的証明のコピーが必要です。

(例) 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・在留カードなど。

上記確認書類がない場合は、健康保険証・年金手帳などの送付先住所が確認できるもののコピー

※車検用納税証明のご請求では、上記証明は不要ですが車検証のコピーが必要です。

5 戸籍謄本等の写し

土地・家屋の相続などで証明書等を請求される場合は、納税義務者の死亡が記載されている戸籍謄本等の写し並びに相続人である申請者と被相続人 (死亡者) との続柄がわかる戸籍謄本等の写しが必要となります。

上記のものを同封し、右の宛先に送付してください。切り取って宛名用に利用できます。

【問い合わせ先】

大島町役場税務課

電 話 04992 (2) 1465

FAX 04992 (2) 4430

〒100-0101

東京都大島町元町1丁目1番14号

大島町役場 税務課 行

【税関係証明申請書 在中】